

作成日 平成27年3月20日

## 社会福祉法人愛護会

### 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人愛護会の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1、計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2、内容

**【目標1：年次有給休暇の取得率の向上するための具体的実績を行い年次有給休暇の取得率を向上させ、法人全体で平均20%以上とする、】**

(具体的対策)

<リフレッシュ休暇制度を導入し年3日年次有給休暇で取得できるようにする。>

○平成27年4月1日～平成28年3月31日

→取得に向けた検討を行う。

○平成28年4月1日～平成29年3月31日

→年1日のリフレッシュ休暇（年次有給休暇）が取れるようにする。

○平成29年4月1日～平成30年3月31日

→年2日のリフレッシュ休暇（年次有給休暇）が取れるようにする。

○平成30年4月1日～平成31年3月31日

→年2日のリフレッシュ休暇（年次有給休暇）が取れるようにする。

○平成31年4月1日～平成32年3月31日

→年3日のリフレッシュ休暇（年次有給休暇）が取れるようにする。